

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年9月30日

**【発行者名】** S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ  
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 高橋 寿幸

**【本店の所在の場所】** ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557  
ロベルトシュトゥンパー通り9A  
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand  
Duchy of Luxembourg)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 一木 剛太郎

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル  
ディング  
森・濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 一木 剛太郎

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル  
ディング  
森・濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資  
信託受益証券に係るファンドの名称】** ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド  
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
- ( )USドル・ポートフォリオ  
100億アメリカ合衆国ドル(約9,405億円)を上限とする。
  - ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
50億オーストラリア・ドル(約4,897億円)を上限とする。
  - ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ  
50億カナダ・ドル(約4,629億円)を上限とする。
  - ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
50億ニュージーランド・ドル(約3,936億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。
- (注2) 米ドル、豪ドル、加ドルおよびNZドルの円貨換算は平成25年3月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=94.05円、1豪ドル=97.93円、1加ドル=92.58円および1NZドル=78.72円)による。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年5月31日に提出した有価証券届出書(平成25年9月2日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、記載事項のうち訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2 【訂正内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の 重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況(ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。))

## (1) 投資状況

## 資産別および地域別の投資状況

## ( )USドル・ポートフォリオ

(2013年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	398,863,279	14.98
	スウェーデン	270,457,139	10.15
	ドイツ	249,927,371	9.38
	イギリス	179,976,003	6.76
	フィンランド	154,970,383	5.82
	香港	149,941,868	5.63
	ノルウェイ	99,965,740	3.75
	オランダ	94,983,300	3.57
	オーストラリア	90,953,223	3.41
	ニュージーランド	49,995,336	1.88
預金証書	オーストラリア	336,836,738	12.65
	イギリス	259,926,068	9.76
	フランス	79,968,461	3.00
その他の資産(負債控除後)		246,632,642	9.26
合計 (純資産総額)		2,663,397,551 (約261,226百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) 米ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2013年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=98.08円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2013年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	453,509,397	20.94
	ドイツ	409,754,515	18.92
	オランダ	378,728,924	17.49
	イギリス	142,701,510	6.59
	オーストラリア	119,492,257	5.52
	アメリカ合衆国	58,176,810	2.69
債券	ルクセンブルグ	191,062,727	8.82
	オーストラリア	85,101,483	3.93
	オランダ	12,809,389	0.59
預金証書	オーストラリア	158,427,362	7.32
中期債券	アメリカ合衆国	25,870,059	1.19
	ドイツ	13,321,382	0.62
	オランダ	7,613,194	0.35
その他の資産(負債控除後)		109,102,439	5.04
合計 (純資産総額)		2,165,671,448 (約191,770百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、2013年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=88.55円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2013年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 カナダ・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	25,966,587	35.42
	フランス	13,984,363	19.08
債券	カナダ	14,042,529	19.15
その他の資産(負債控除後)		19,318,602	26.35
合計 (純資産総額)		73,312,081 (約6,979百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) カナダ・ドル(以下「加ドル」という。)の円貨換算は、2013年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1加ドル=95.20円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

## ( )ニューージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2013年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ニューージーランド・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	167,846,651	21.46
	オランダ	159,732,576	20.42
	オーストラリア	121,749,039	15.56
	イギリス	74,896,914	9.57
	ニューージーランド	62,827,346	8.03
	ドイツ	24,953,817	3.19
その他の資産(負債控除後)		170,271,714	21.77
合計 (純資産総額)		782,278,057 (約61,088百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) ニューージーランド・ドル(以下「NZドル」という。)の円貨換算は、2013年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場(1NZドル=78.09円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。



## (2) 運用実績

## 純資産の推移

## ( )USドル・ポートフォリオ

2012年8月以降2013年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
2012年8月末日	2,444,126	239,720	1	1
9月末日	2,494,131	244,624	1	1
10月末日	2,461,921	241,465	1	1
11月末日	2,465,105	241,777	1	1
12月末日	2,418,414	237,198	1	1
2013年1月末日	2,484,671	243,697	1	1
2月末日	2,558,892	250,976	1	1
3月末日	2,543,108	249,428	1	1
4月末日	2,564,033	251,480	1	1
5月末日	2,564,083	251,485	1	1
6月末日	2,763,776	271,071	1	1
7月末日	2,663,398	261,226	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2012年8月以降2013年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
2012年8月末日	2,256,692	199,830	1	1
9月末日	2,241,733	198,505	1	1
10月末日	2,248,036	199,064	1	1
11月末日	2,108,050	186,668	1	1
12月末日	1,998,744	176,989	1	1
2013年1月末日	2,014,987	178,427	1	1
2月末日	2,050,637	181,584	1	1
3月末日	2,048,857	181,426	1	1
4月末日	2,012,925	178,245	1	1
5月末日	2,139,118	189,419	1	1
6月末日	2,113,131	187,118	1	1
7月末日	2,165,671	191,770	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

2012年8月以降2013年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
2012年8月末日	65,341	6,220	1	1
9月末日	66,040	6,287	1	1
10月末日	66,855	6,365	1	1
11月末日	66,587	6,339	1	1
12月末日	66,490	6,330	1	1
2013年1月末日	66,614	6,342	1	1
2月末日	66,935	6,372	1	1
3月末日	71,050	6,764	1	1
4月末日	68,982	6,567	1	1
5月末日	70,567	6,718	1	1
6月末日	73,354	6,983	1	1
7月末日	73,312	6,979	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2012年8月以降2013年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
2012年8月末日	909,492	71,022	1	1
9月末日	899,353	70,230	1	1
10月末日	926,611	72,359	1	1
11月末日	903,101	70,523	1	1
12月末日	882,242	68,894	1	1
2013年1月末日	892,658	69,708	1	1
2月末日	859,300	67,103	1	1
3月末日	834,821	65,191	1	1
4月末日	821,896	64,182	1	1
5月末日	841,429	65,707	1	1
6月末日	797,415	62,270	1	1
7月末日	782,278	61,088	1	1

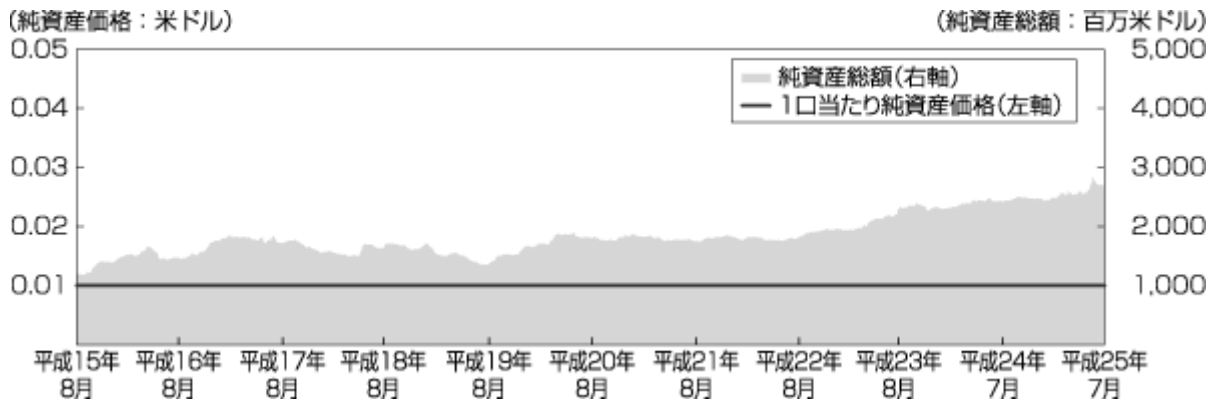
上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

## 参考情報

## 純資産の推移

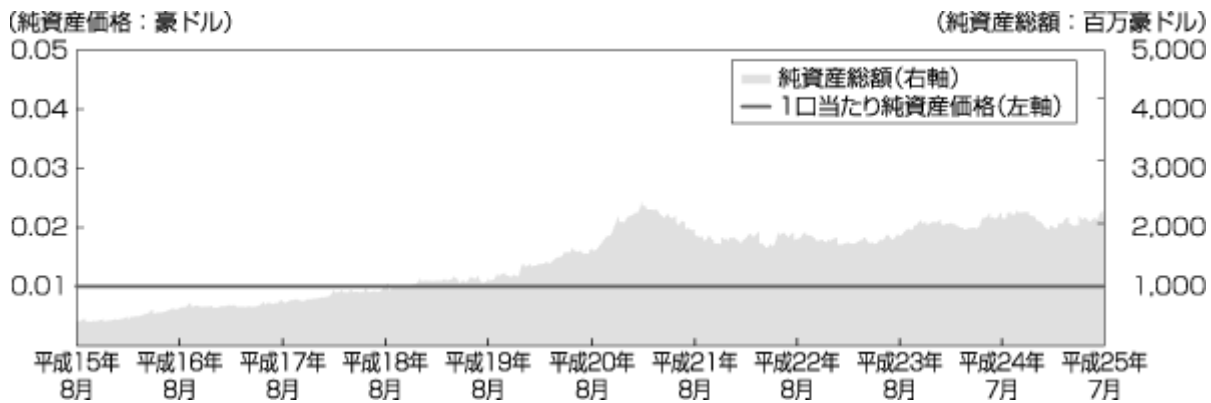
## USドル・ポートフォリオ

(平成15年8月1日～平成25年7月末日)



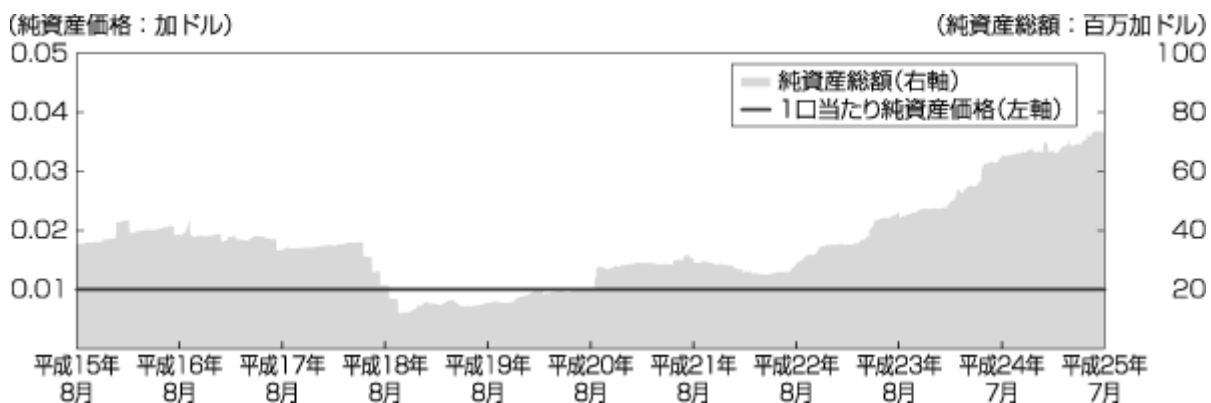
## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(平成15年8月1日～平成25年7月末日)



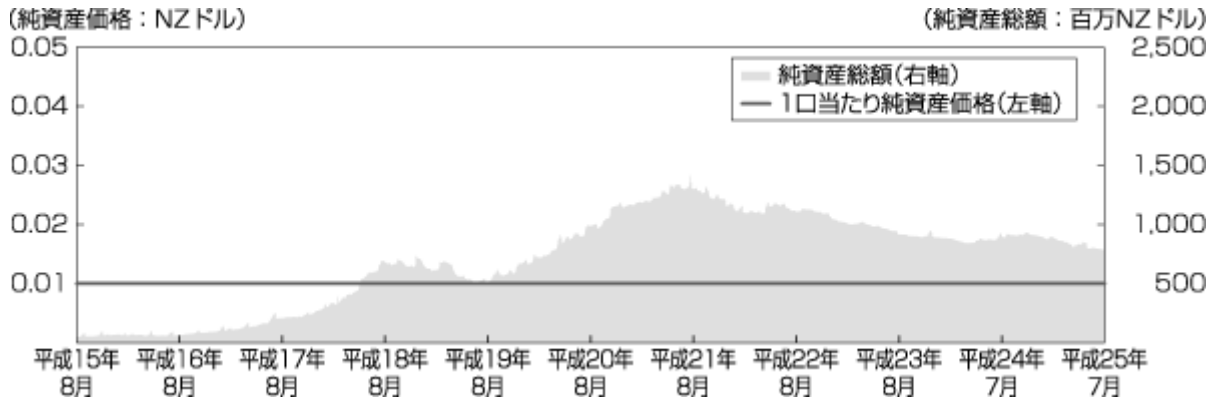
## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(平成15年8月28日(運用開始日)～平成25年7月末日)



## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(平成15年8月28日(運用開始日)～平成25年7月末日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

## 分配の推移

## ( )USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2012年8月1日から2013年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000014447米ドル(0.001416962円)であった。

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2012年8月1日から2013年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000244922豪ドル(0.021687843円)であった。

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2012年8月1日から2013年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000059595加ドル(0.005673444円)であった。

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2012年8月1日から2013年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000191795NZドル(0.014977272円)であった。

## 収益率の推移

## ( )USドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2012年8月1日～2013年7月31日	0.144%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 2013年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2012年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2012年8月1日～2013年7月31日	2.449%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 2013年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2012年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2012年8月1日～2013年7月31日	0.596%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 2013年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2012年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2012年8月1日～2013年7月31日	1.918%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 2013年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2012年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

[次へ](#)



## 2 販売及び買戻しの実績

## ( )USドル・ポートフォリオ

2012年8月1日以降2013年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2013年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
321,898,568,868 (321,892,001,169)	298,295,500,153 (298,307,526,880)	266,338,831,116 (266,314,777,662)

(注) ( )の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2012年8月1日以降2013年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2013年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
335,107,163,744 (335,107,029,218)	342,889,473,612 (342,896,392,509)	216,554,851,588 (216,541,013,794)

(注) ( )の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

2012年8月1日以降2013年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2013年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
3,825,899,416 (3,825,899,416)	2,964,991,302 (2,964,991,302)	7,331,092,143 (7,331,092,143)

(注) ( )の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2012年8月1日以降2013年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2013年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
58,578,641,846 (58,578,641,846)	72,566,848,614 (72,566,848,614)	78,223,715,925 (78,223,715,925)

(注) ( )の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

[前へ](#)

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a. トラストの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。トラストの中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項 ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. トラストの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

USドル・ポートフォリオ	=	米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	=	オーストラリア・ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	=	カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	=	ニュージーランド・ドル

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、以下に掲げた各通貨の平成25年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル	=	98.08円
1オーストラリア・ドル	=	88.55円
1カナダ・ドル	=	95.20円
1ニュージーランド・ドル	=	78.09円

[前へ](#)      [次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型投資信託

## 結合純資産計算書

2013年6月30日現在

	注	結合	
		米ドル(*)	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		4,650,395,831	456,110,823
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	4,655,846,178	456,645,393
現金および預金		791,159,962	77,596,969
未収投資有価証券利息	2.6	3,774,262	370,180
未収預金利息	2.6	63,581	6,236
<b>資産合計</b>		<b>5,450,843,983</b>	<b>534,618,778</b>
<b>負債</b>			
未払分配金	9	4,258,342	417,658
未払代行協会員報酬	5	3,515,408	344,791
未払投資顧問報酬	4	878,586	86,172
未払管理事務代行報酬	7	430,547	42,228
未払保管報酬	6	287,220	28,171
未払公告費		142,056	13,933
未払年次税	8	135,447	13,285
未払弁護士報酬		79,267	7,775
未払管理報酬	3	79,252	7,773
未払専門家報酬		24,004	2,354
<b>負債合計</b>		<b>9,830,129</b>	<b>964,139</b>
<b>純資産額</b>		<b>5,441,013,854</b>	<b>533,654,639</b>

(\*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型投資信託

## 純資産計算書

2013年6月30日現在

## USドル・ポートフォリオ

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		2,414,403,752	236,804,720
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	2,414,967,745	236,860,036
現金および預金		336,726,386	33,026,124
未収投資有価証券利息	2.6	1,287,009	126,230
未収預金利息	2.6	830	81
<b>資産合計</b>		<b>2,752,981,970</b>	<b>270,012,472</b>
<b>負債</b>			
未払分配金	9	228,252	22,387
未払代行協会員報酬	5	265,231	26,014
未払投資顧問報酬	4	138,965	13,630
未払管理事務代行報酬	7	39,782	3,902
未払保管報酬	6	26,522	2,601
未払公告費		70,738	6,938
未払年次税	8	69,106	6,778
未払弁護士報酬		38,172	3,744
未払管理報酬	3	13,257	1,300
未払専門家報酬		11,788	1,156
<b>負債合計</b>		<b>901,813</b>	<b>88,450</b>
<b>純資産額</b>		<b>2,752,080,157</b>	<b>269,924,022</b>
発行済受益証券口数		275,208,015,741口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.98円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型投資信託

## 純資産計算書

2013年6月30日現在

	注	オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	
		オーストラリア・ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		1,839,093,311	162,851,713
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,842,628,986	163,164,797
現金および預金		318,750,544	28,225,361
未収投資有価証券利息	2.6	1,934,831	171,329
未収預金利息	2.6	41,395	3,666
<b>資産合計</b>		<b>2,163,355,756</b>	<b>191,565,152</b>
<b>負債</b>			
未払分配金	9	3,309,268	293,036
未払代行協会員報酬	5	2,608,138	230,951
未払投資顧問報酬	4	563,315	49,882
未払管理事務代行報酬	7	312,777	27,696
未払保管報酬	6	208,667	18,477
未払公告費		54,201	4,799
未払年次税	8	52,904	4,685
未払弁護士報酬		31,548	2,794
未払管理報酬	3	52,164	4,619
未払専門家報酬		9,274	821
<b>負債合計</b>		<b>7,202,256</b>	<b>637,760</b>
<b>純資産額</b>		<b>2,156,153,500</b>	<b>190,927,392</b>
発行済受益証券口数		215,615,349,955口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.89円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型投資信託

## 純資産計算書

2013年6月30日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		59,947,786	5,707,029
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	60,021,668	5,714,063
現金および預金		13,267,798	1,263,094
未収投資有価証券利息	2.6	142,891	13,603
未収預金利息	2.6	600	57
<b>資産合計</b>		<b>73,432,957</b>	<b>6,990,818</b>
<b>負債</b>			
未払分配金	9	35,919	3,419
未払代行協会員報酬	5	34,639	3,298
未払投資顧問報酬	4	24,478	2,330
未払管理事務代行報酬	7	5,194	494
未払保管報酬	6	3,467	330
未払公告費		1,851	176
未払年次税	8	1,835	175
未払弁護士報酬		1,050	100
未払管理報酬	3	1,730	165
未払専門家報酬		316	30
<b>負債合計</b>		<b>110,479</b>	<b>10,518</b>
<b>純資産額</b>		<b>73,322,478</b>	<b>6,980,300</b>
発行済受益証券口数		7,332,247,766口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.95円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型投資信託

## 純資産計算書

2013年6月30日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		608,894,852	47,548,599
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	610,868,161	47,702,695
現金および預金		187,632,372	14,652,212
未収投資有価証券利息	2.6	715,617	55,883
未収預金利息	2.6	30,522	2,383
<b>資産合計</b>		<b>799,246,672</b>	<b>62,413,173</b>
<b>負債</b>			
未払分配金	9	1,192,114	93,092
未払代行協会員報酬	5	1,026,435	80,154
未払投資顧問報酬	4	249,085	19,451
未払管理事務代行報酬	7	123,093	9,612
未払保管報酬	6	82,121	6,413
未払公告費		24,780	1,935
未払年次税	8	19,965	1,559
未払弁護士報酬		13,924	1,087
未払管理報酬	3	20,529	1,603
未払専門家報酬		4,257	332
<b>負債合計</b>		<b>2,756,303</b>	<b>215,240</b>
<b>純資産額</b>		<b>796,490,369</b>	<b>62,197,933</b>
発行済受益証券口数		79,649,036,892口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.78円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[前へ](#)

[次へ](#)

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型投資信託

## 統計情報

(各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済受益証券口数：				
2011年12月31日	229,347,498,499	203,581,623,827	4,730,334,402	88,432,580,430
2012年12月31日	242,446,827,009	199,969,040,612	6,958,219,931	87,951,511,539
当期発行口数	205,203,424,688	189,551,758,717	2,401,026,855	26,170,895,149
当期買戻し口数	(172,442,235,956)	(173,905,449,374)	(2,026,999,020)	(34,473,369,796)
2013年6月30日	275,208,015,741	215,615,349,955	7,332,247,766	79,649,036,892
	米ドル	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資産額：				
2011年12月31日	2,293,474,985	2,035,816,238	47,303,344	884,325,804
2012年12月31日	2,424,468,270	1,999,690,406	69,582,199	879,515,115
2013年6月30日	2,752,080,157	2,156,153,500	73,322,478	796,490,369
期末現在1口当たり純資産価格：				
2011年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2012年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2013年6月30日	0.01	0.01	0.01	0.01

[前へ](#)[次へ](#)



## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型投資信託

## 財務書類に対する注記

2013年6月30日現在

## 注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2010年12月17日法パートIIに基づいて組織されている。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2013年6月30日現在、4つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ  
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ  
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

## 注2. 重要な会計方針

## 2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

## 2.2) 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、半期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.9260
カナダ・ドル	0.9552
ニュージーランド・ドル	0.7813

## 2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/損の純変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

## 2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

## 2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

## 2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

注記3から7で詳述されている以下の報酬において、「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、各サブ・ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、（ ）サブ・ファンドの総利益（有価証券の売買損益を含む。）より、（ ）サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

## 注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の1%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%とする。

## 注4. 投資顧問報酬

投資顧問会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10%
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

## 注5. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%から1.5%の間の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.2%であり、日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.50%とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

## 注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%から1.5%の間の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.02%であり、グロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%とする。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

## 注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%から1.5%の間の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.03%であり、日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%とする。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

#### 注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

#### 注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド  
契約型投資信託

## 2013年6月30日現在の投資有価証券明細表

## USドル・ポートフォリオ

(単位:米ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
中期債券		米ドル	米ドル	%
36,000,000 BANK NEDERLDS GEM 3.75 15JUL13 EMTN	米ドル	36,291,600	36,059,014	1.31
中期債券合計		36,291,600	36,059,014	1.31
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				
		36,291,600	36,059,014	1.31
II. その他の債務証券				
A. 譲渡性預金証書		米ドル	米ドル	%
18,000,000 BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 10JUL13	米ドル	17,986,588	17,998,231	0.65
32,000,000 BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 11SEP13	米ドル	31,979,569	31,983,344	1.16
50,000,000 BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 31JUL13	米ドル	49,962,972	49,986,718	1.82
80,000,000 HSBC FRANCE CD 10JUL13	米ドル	79,954,526	79,994,003	2.91
20,000,000 HSBC FRANCE CD 22JUL13	米ドル	19,988,631	19,997,002	0.73
25,000,000 MIZUHO CORP BANK CD 23JUL13	米ドル	24,982,634	24,995,229	0.91
18,000,000 MIZUHO CORP BANK CD 28AUG13	米ドル	17,988,937	17,991,770	0.65
50,000,000 NORINCHUKIN BANK CD 07AUG13	米ドル	49,969,352	49,986,675	1.82
50,000,000 NORINCHUKIN BANK CD 23AUG13	米ドル	49,969,352	49,981,345	1.82
40,000,000 SUMITOMO CORP CAPITAL CP 08AUG13	米ドル	39,969,357	39,986,344	1.45
8,000,000 SUMITOMO MITSUI BANK CD 12AUG13	米ドル	7,996,117	7,997,701	0.29
譲渡性預金証書合計		390,748,035	390,898,362	14.21
B. コマーシャル・ペーパー		米ドル	米ドル	%
26,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 08JUL13	米ドル	25,983,908	25,998,232	0.94
140,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 11JUL13	米ドル	139,918,653	139,988,379	5.09
30,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 14AUG13	米ドル	29,983,526	29,991,584	1.09
50,000,000 AKADEMISKA Hアメリカ合衆国B CP 27AUG13	米ドル	49,959,235	49,980,433	1.82
80,000,000 AKADEMISKA Hアメリカ合衆国B CP 28AUG13	米ドル	79,933,389	79,967,494	2.91
75,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 29AUG13	米ドル	74,943,617	74,971,347	2.72
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 06SEP13	米ドル	49,971,905	49,978,623	1.82
100,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 08JUL13	米ドル	99,941,895	99,993,615	3.63
75,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 23JUL13	米ドル	74,956,421	74,988,028	2.72
100,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 05SEP13	米ドル	99,946,362	99,959,772	3.63
100,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 26SEP13	米ドル	99,948,914	99,950,025	3.62
50,000,000 KA FINANZ AG CP 15JUL13 S GTD	米ドル	49,991,446	49,994,806	1.82
50,000,000 KIWIBANK LIMITED CP 14AUG13	米ドル	49,969,352	49,984,343	1.82
30,000,000 KOREA DEV BANK LDN CP 14AUG13	米ドル	29,982,377	29,990,997	1.09
30,000,000 KOREA DEV BANK LDN CP 29JUL13	米ドル	29,981,054	29,993,546	1.09
50,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 02JUL13	米ドル	49,970,947	49,998,723	1.82
100,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 15JUL13	米ドル	99,944,420	99,989,617	3.63

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

## 2013年6月30日現在の投資有価証券明細表(続き)

## USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券(続き)				
B. コマーシャル・ペーパー(続き)		米ドル	米ドル	%
50,000,000 MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 09SEP13	米ドル	49,972,598	49,978,720	1.82
30,000,000 MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 17SEP13	米ドル	29,983,143	29,985,158	1.09
75,000,000 MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 20AUG13	米ドル	74,958,315	74,975,722	2.72
45,000,000 MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 24JUL13	米ドル	44,994,376	44,995,126	1.63
20,000,000 NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 27AUG13	米ドル	19,987,175	19,992,671	0.73
50,000,000 OCBC BANK 香港 CP 02AUG13	米ドル	49,969,352	49,988,340	1.82
100,000,000 OVERSEAS CHINESE BANKING CD 29JUL13	米ドル	99,941,895	99,980,206	3.63
75,000,000 PRUDENTIAL PLC CP 07AUG13	米ドル	74,952,114	74,979,180	2.72
25,000,000 PRUDENTIAL PLC CP 08JUL13	米ドル	24,989,144	24,998,403	0.91
50,000,000 SNCF FRANCE ECP 05JUL13	米ドル	49,970,628	49,997,765	1.82
40,000,000 SNCF FRANCE ECP 28AUG13	米ドル	39,977,524	39,985,097	1.45
50,000,000 STANDARD CHARTERED BANK CP 21AUG13	米ドル	49,970,628	49,982,760	1.82
30,000,000 SWEDBANK AB CP 23AUG13	米ドル	29,983,143	29,989,739	1.09
70,000,000 SWEDBANK AB CP 30AUG13	米ドル	69,962,453	69,974,289	2.54
50,000,000 WESTERN AUSTRALIA TREAS CP 08JUL13	米ドル	49,974,034	49,997,015	1.82
92,500,000 WESTERN AUSTRALIA TREAS CP 15JUL13	米ドル	92,450,174	92,490,614	3.36
コマーシャル・ペーパー合計		1,987,364,117	1,988,010,369	72.23
その他の債務証券合計		2,378,112,152	2,378,908,731	86.44
投資有価証券合計		2,414,403,752	2,414,967,745	87.75

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 投資有価証券の分類

## USドル・ポートフォリオ

## 投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
フランス		
	政府機関	15.29
	銀行およびその他の金融機関	6.91
		22.20
英国		
	銀行およびその他の金融機関	9.45
	保険	3.63
	政府機関	1.82
	各種貿易会社	1.45
		16.35
ドイツ		
	政府機関	7.25
	銀行およびその他の金融機関	5.45
		12.70
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	5.48
	地方機関	5.18
		10.66
スウェーデン		
	政府機関	4.73
	銀行およびその他の金融機関	3.63
		8.36
フィンランド		
	政府機関	7.26
		7.26
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	4.76
		4.76
香港		
	銀行およびその他の金融機関	1.82
		1.82
ニュージーランド		
	銀行およびその他の金融機関	1.82
		1.82
オーストリア		
	モーゲージおよび資金調達機関	1.82
		1.82
投資有価証券合計		87.75

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

## 2013年6月30日現在の投資有価証券明細表

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位:豪ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		豪ドル	豪ドル	%
10,000,000 COMMONWLTH BK AUST 6.25 10SEP13 TCD	豪ドル	10,081,100	10,066,682	0.47
75,000,000 COMMONWLTH BK AUST FRN 10SEP13 TCD	豪ドル	75,127,500	75,116,481	3.48
56,734,000 EIB 6 14AUG13	豪ドル	57,126,812	56,960,782	2.64
債券合計		142,335,412	142,143,945	6.59
B. 中期債券		豪ドル	豪ドル	%
6,100,000 IBRD 5.0 27SEP13 SERIES GDIF	豪ドル	6,150,020	6,133,469	0.28
13,314,000 KREDITANST FUR WIED 5.5 08AUG13 MTN	豪ドル	13,407,198	13,351,833.00	0.62
中期債券合計		19,557,218	19,485,302	0.90
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		161,892,630	161,629,247	7.49

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)



## 2013年6月30日現在の投資有価証券明細表(続き)

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:豪ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*	
<b>II. その他の債務証券</b>					
<b>A. コマーシャル・ペーパー</b>		<b>豪ドル</b>	<b>豪ドル</b>	<b>%</b>	
20,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 09SEP13	豪ドル	19,860,502	19,891,666	0.92
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11SEP13	豪ドル	99,315,989	99,442,382	4.61
60,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 19SEP13	豪ドル	59,574,473	59,616,100	2.76
125,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 16SEP13	豪ドル	124,110,438	124,242,926	5.76
80,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 17SEP13	豪ドル	79,441,701	79,508,454	3.69
50,000,000	BNZ INTL FUNDING CP 27AUG13	豪ドル	49,645,100	49,775,852	2.31
43,000,000	BNZ INTL FUNDING CP 30AUG13	豪ドル	42,705,658	42,798,440	1.98
60,000,000	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 20SEP13	豪ドル	59,575,984	59,612,855	2.76
185,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 11SEP13	豪ドル	183,732,247	183,966,506	8.53
40,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02AUG13	豪ドル	39,699,694	39,885,753	1.85
175,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 22JUL13	豪ドル	173,682,905	174,652,634	8.10
50,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 26JUL13	豪ドル	49,627,422	49,885,361	2.31
29,458,000	FNMA ECP 28AUG13	豪ドル	29,156,714	29,309,787	1.36
150,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 18JUL13	豪ドル	149,653,801	149,769,201	6.95
65,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 15JUL13	豪ドル	64,703,543	64,917,381	3.01
100,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 26SEP13	豪ドル	99,282,475	99,298,076	4.61
100,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 26SEP13	豪ドル	99,302,127	99,317,298	4.61
50,000,000	STANDARD CHARTERED BANK CP 27AUG13	豪ドル	49,642,368	49,774,127	2.32
<b>コマーシャル・ペーパー合計</b>			<b>1,472,713,141</b>	<b>1,475,664,799</b>	<b>68.44</b>
<b>B. 譲渡性預金証書</b>		<b>豪ドル</b>	<b>豪ドル</b>	<b>%</b>	
60,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 18SEP13	豪ドル	59,576,740	59,622,747	2.77
46,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 02JUL13	豪ドル	45,643,486	45,984,329	2.13
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 08JUL13	豪ドル	49,613,730	49,957,553	2.32
50,000,000	UOB オーストラリア LTD CP 28AUG13	豪ドル	49,653,584	49,770,311	2.31
<b>譲渡性預金証書合計</b>			<b>204,487,540</b>	<b>205,334,940</b>	<b>9.53</b>
<b>その他の債務証券合計</b>			<b>1,677,200,681</b>	<b>1,680,999,739</b>	<b>77.97</b>
<b>投資有価証券合計</b>			<b>1,839,093,311</b>	<b>1,842,628,986</b>	<b>85.46</b>

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 投資有価証券の分類

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

## 投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
ドイツ	政府機関	12.26
	モーゲージおよび資金調達機関	6.95
	銀行およびその他の金融機関	0.62
		19.83
フランス	政府機関	19.58
		19.58
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	18.09
		18.09
オランダ	モーゲージおよび資金調達機関	17.07
		17.07
英国	銀行およびその他の金融機関	4.29
	政府機関	2.32
		6.61
ルクセンブルグ	国際機関	2.64
		2.64
アメリカ合衆国	政府機関	1.36
	国際機関	0.28
		1.64
投資有価証券合計		85.46

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

## 2013年6月30日現在の投資有価証券明細表

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位:カナダ・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
14,000,000 CANADIAN HOUSING TRUST 3.55 15SEP13	カナダ・ドル	14,074,200	14,072,390	19.19
債券合計		14,074,200	14,072,390	19.19
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		14,074,200	14,072,390	19.19
II. その他の債務証券				
コマーシャル・ペーパー		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
13,500,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 09JUL13	カナダ・ドル	13,464,756	13,495,692	18.41
10,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 10JUL13	カナダ・ドル	9,973,780	9,996,544	13.63
6,500,000 FNMA ECP 30JUL13	カナダ・ドル	6,476,648	6,493,667	8.86
16,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 17SEP13	カナダ・ドル	15,958,402	15,963,375	21.77
コマーシャル・ペーパー合計		45,873,586	45,949,278	62.67
その他の債務証券合計		45,873,586	45,949,278	62.67
投資有価証券合計		59,947,786	60,021,668	81.86

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

<b>投資有価証券の分類</b>
------------------

<b>カナダ・ドル・ポートフォリオ</b>
-----------------------

<b>投資有価証券の地域別および業種別分類</b>
---------------------------

地域	業種	比率(%) *
ドイツ	モーゲージおよび資金調達機関	21.77
	政府機関	13.63
		35.40
カナダ	政府機関	19.19
		19.19
フランス	政府機関	18.41
		18.41
アメリカ合衆国	政府機関	8.86
		8.86
投資有価証券合計		81.86

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

## 2013年6月30日現在の投資有価証券明細表

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
中期債券		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
14,946,000 KFW 5.125 22JUL13 EMTN	ニュージーランド・ドル	14,987,715	14,968,612	1.88
中期債券合計		14,987,715	14,968,612	1.88
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				
		14,987,715	14,968,612	1.88
II. その他の債務証券				
コマーシャル・ペーパー		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
50,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 14AUG13	ニュージーランド・ドル	49,664,927	49,828,822	6.26
68,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 16JUL13	ニュージーランド・ドル	67,552,614	67,911,506	8.53
10,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 26JUL13	ニュージーランド・ドル	9,932,836	9,979,334	1.25
55,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 09SEP13	ニュージーランド・ドル	54,621,054	54,705,712	6.87
30,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 19AUG13	ニュージーランド・ドル	29,733,833	29,887,474	3.75
50,000,000 BNZ INTL FUNDING CP 15AUG13	ニュージーランド・ドル	49,667,197	49,826,363	6.25
25,000,000 BNZ INTL FUNDING CP 27AUG13	ニュージーランド・ドル	24,828,209	24,891,501	3.13
50,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 05AUG13	ニュージーランド・ドル	49,657,049	49,861,360	6.26
50,000,000 KIWIBANK LIMITED CP 11SEP13	ニュージーランド・ドル	49,651,063	49,715,541	6.24
13,000,000 KIWIBANK LIMITED CP 14AUG13	ニュージーランド・ドル	12,912,226	12,955,159	1.63
25,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 26AUG13	ニュージーランド・ドル	24,833,032	24,895,201	3.13
75,000,000 NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 12AUG13	ニュージーランド・ドル	74,490,403	74,756,044	9.39
22,000,000 RABOBANK NED オーストラリア CP 07AUG13	ニュージーランド・ドル	21,853,955	21,936,502	2.75
75,000,000 TASMANIAN PUBLIC FIN CP 14AUG13	ニュージーランド・ドル	74,508,739	74,749,030	9.37
コマーシャル・ペーパー合計		593,907,137	595,899,549	74.81
その他の債務証券合計		593,907,137	595,899,549	74.81
投資有価証券合計		608,894,852	610,868,161	76.69

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類
-----------

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
---------------------

投資有価証券の地域別および業種別分類
--------------------

地域	業種	比率(%) *
フランス		
	政府機関	22.30
		22.30
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	20.01
		20.01
オーストラリア		
	地方機関	9.37
	持株会社および信販会社	2.75
		12.12
英国		
	銀行およびその他の金融機関	9.38
		9.38
ニュージーランド		
	銀行およびその他の金融機関	7.87
		7.87
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	3.13
	銀行およびその他の金融機関	1.88
		5.01
投資有価証券合計		76.69

(\*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

[前へ](#)

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

2013年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は446,220ユーロ(約5,803万円)で、全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約3,224円)で記名株式18,000株を発行済である。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき適式に設立され有効に存続し、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)(以下「1915年法」という。)に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年法は、中でも、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。2010年12月17日投資信託に関する法律(以下「2010年法」という。)第16章に基づき、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の100%子会社である。

管理会社の目的は、(2010年法第125条に規定された範囲内の)投資信託を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグ籍投資信託を管理することを要する。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資顧問として行為する投資顧問会社を任命している(以下「投資顧問会社」という。)。投資顧問会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資顧問会社との間の契約は、1998年7月6日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2013年7月末日現在、以下のとおり分類される18本の投資信託を管理・運営している。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建： 3,001,098,531米ドル ユーロ建： 11,844,282ユーロ 日本円建： 182,021,130,971円 豪ドル建： 2,189,459,683豪ドル NZドル建： 782,278,058NZドル 加ドル建： 73,312,081カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：4本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：14本

## (3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他ファンドおよび管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

[前へ](#)[次へ](#)



## 5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 130.05円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 貸借対照表

2013年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2013年3月31日		2012年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	3	248,271	32,288	286,778	37,295
- 現金および預金		2,227,201	289,647	2,213,620	287,881
前払金および未収収益		11,250	1,463	0	0
資産合計		<u>2,486,722</u>	<u>323,398</u>	<u>2,500,398</u>	<u>325,177</u>
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	58,031	446,220	58,031
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	5,803	44,622	5,803
その他の積立金	6	1,369,115	178,053	998,765	129,889
		<u>1,413,737</u>	<u>183,856</u>	<u>1,043,387</u>	<u>135,692</u>
- 当期損益		(430,245)	(55,953)	370,350	48,164
		<u>1,429,712</u>	<u>185,934</u>	<u>1,859,957</u>	<u>241,887</u>
引当金					
- 納税引当金	7	93,657	12,180	452,411	58,836
- その他の引当金	9 . 3	784,895	102,076	0	0
		<u>878,552</u>	<u>114,256</u>	<u>452,411</u>	<u>58,836</u>
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		45,000	5,852	27,566	3,585
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	9	133,458	17,356	160,464	20,868
		<u>178,458</u>	<u>23,208</u>	<u>188,030</u>	<u>24,453</u>
負債合計		<u>2,486,722</u>	<u>323,398</u>	<u>2,500,398</u>	<u>325,177</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## (2) 損益の状況

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 損益計算書

2013年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

注

		2013年3月31日		2012年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>費用</b>					
その他の外部費用	9 . 2	681,417	88,618	1,623,157	211,092
流動資産要素に係る評価調整	3	9,515	1,237	23,320	3,033
その他の営業費用	9 . 3	829,895	107,928	0	0
		<u>1,520,827</u>	<u>197,784</u>	<u>1,646,477</u>	<u>214,124</u>
損益に係る税金	7	13,150	1,710	148,146	19,266
		<u>1,533,977</u>	<u>199,494</u>	<u>1,794,623</u>	<u>233,391</u>
当期利益		0	0	370,350	48,164
費用合計		<u>1,533,977</u>	<u>199,494</u>	<u>2,164,973</u>	<u>281,555</u>
<b>収益</b>					
純売上高	9 . 1	1,099,616	143,005	2,148,067	279,356
その他の利息および財務収益					
その他の未収利息および類似収益		1,677	218	16,906	2,199
その他の営業収益		2,439	317	0	0
		<u>1,103,732</u>	<u>143,540</u>	<u>2,164,973</u>	<u>281,555</u>
当期損失		430,245	55,953	0	0
収益合計		<u>1,533,977</u>	<u>199,494</u>	<u>2,164,973</u>	<u>281,555</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## オフ・バランスシート

2013年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

注

	10	2013年3月31日		2012年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	10	0	0	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[前へ](#)[次へ](#)

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 年次財務書類に対する注記

2013年3月31日に終了した年度

## 注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

当社は2013年3月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、SMBCニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05（清算手続中）、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08（清算手続中）、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミアム・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメンツ・トラストおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの20の投資信託を管理・運営している。

## 注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

## 2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

## 2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

## 2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

### 注3 . 債権

2013年3月31日および2012年3月31日現在の債権は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。

これらの債権のクオリティは、将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示している。当期中、これらの流動性の低いファンドに関して行われた追加評価調整合計は、9,515ユーロ（2012年3月31日に終了した年度：23,320ユーロ）にのぼった。

### 注4 . 払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

### 注5 . 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。10%の上限は達成された。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

#### 注6．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2012年3月31日現在残高	446,220	44,622	745,740	253,025	998,765	370,350
損益の繰入額	-	-	373,325	-	373,325	(373,325)
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	-	(2,975)	(2,975)	2,975
当期利益	-	-	-	-	-	(430,245)
2013年3月31日現在残高	446,220	44,622	1,119,065	250,050	1,369,115	(430,245)

2012年5月31日に開催された年次株主総会は、2012年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

#### 注7．税金

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

#### 注8．その他の債務

2013年3月31日および2012年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	80,075	96,278
未払販売報酬	53,383	64,186
	133,458	160,464

## 注9．純売上高およびその他の営業費用

## 9.1 純売上高

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,089,349	1,341,386
受領実績報酬	10,267	806,681
	<u>1,099,616</u>	<u>2,148,067</u>

## 9.2 その他の外部費用

	2012年3月31日	2011年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	562,958	764,805
払戻し実績報酬	10,267	806,681
その他の費用	108,192	51,671
	<u>681,417</u>	<u>1,623,157</u>

2013年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

2012年6月30日まで、当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領していた。報酬は、四半期毎に支払われる。2013年7月1日以降、当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。



当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド（毎月分配型）、および日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2012年10月31日付で、当社および日興オフショア・ファンズの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド（毎月分配型）を終了させることを決定した。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。しかし、2009年3月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（米ドル）からの管理報酬のすべての支払が停止されており、また、2009年12月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（米ドル）からの管理報酬のすべての支払が停止されている。2012年6月18日付で、当社および日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（円）、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（米ドル）、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（米ドル）を終了させることを決議した。当社は、当該四半期中のこれらのファンドの平均純資産価額に対して0.01%（年間最低報酬は250ユーロとする。）の年次管理報酬を受領する権利を有する。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ、ザ・NCS・インベストメンツ・トラスト - フラットアイロン・ハイ・グレード・クレジット・ファンドおよびSMBCニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から500米ドルの年次管理報酬を受領する。2010年12月21日付で、当社は管理会社として、受託会社と、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08の両ファンドを終了させることを決定した。

2012年6月18日付で、当社および日興オフショア・ファンズを受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドを終了させることを決議した。当社は、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035% (年間最低報酬は3,000ユーロとする。)の年次管理報酬を受領する権利を有する。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2013年3月31日に終了した期間の実績報酬は、10,267ユーロ(1,084,923円)であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2012年3月31日に終了した期間において、当社は806,681ユーロ(82,848,709円)の実績報酬を受領した。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を受領する権利を有する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

### 9.3 その他の営業費用

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	45,000	0
運用に係る引当金	784,895	0
	829,895	0
	829,895	0

2012年6月18日付で、当社ならびに日興オフショア・ファンズおよび日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストを終了させることを決議した。

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社と当社との間で締結された質権設定契約を受けて、これらの債権のクオリティが将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示していることを考慮し、償還手続き中のこれらの流動性の低いファンドおよびその対象となるトレーディング・カンパニーの当座借越額に充当するために、784,895ユーロの引当金が設定された。

#### 注10. オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるSICAVの評価額は、ゼロと決定されていた。

当該シリーズ・トラストの最終純資産価額は2012年10月3日付で計算され、最終償還手取金は2012年10月10日付で支払われた。

SICAVにおいては換金が不可能であり、当該換金の可能日が不確実であることから、当社は、シリーズ・トラストの受益者の利益のために、2012年10月3日付でかかる資産をSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことを決議した。将来のいずれかの時点でかかる資産が換金された場合、当該換金により受領する手取金は、シリーズ・トラストがなお存在しているものとして、2012年7月31日付のシリーズ・トラストの帳簿に登録されているシリーズ・トラストの受益者に対して支払われる予定である。

したがって、かかる資産をSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でSICAVの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるSICAVに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかか資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[前へ](#)      [次へ](#)

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2013

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2013 EUR	March 31, 2012 EUR
<b>ASSETS</b>			
<b>Current assets</b>			
- Debtors			
. Trade debtors			
- becoming due and payable after less than one year	3	248 271	286 778
- Cash at bank		2 227 201	2 213 620
<b>Prepayments and accrued income</b>		<b>11 250</b>	<b>0</b>
<b>Total assets</b>		<b>2 486 722</b>	<b>2 500 398</b>
<b>LIABILITIES</b>			
<b>Capital and reserves</b>			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. other reserves	6	1 369 115	998 765
		1 413 737	1 043 387
- Result for the financial year		(430 245)	370 350
		1 429 712	1 859 957
<b>Provisions</b>			
- Provisions for taxation	7	93 657	452 411
- Other provisions	9.3	784 895	0
		878 552	452 411
<b>Non-subordinated debts</b>			
- Trade creditors			
. becoming due and payable after less than one year		45 000	27 566
- Other creditors			
. becoming due and payable after less than one year	9	133 458	160 464
		178 458	188 030
<b>Total liabilities</b>		<b>2 486 722</b>	<b>2 500 398</b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Profit and loss account for the year ended March 31, 2013

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2013	March 31, 2012
		EUR	EUR
<b>CHARGES</b>			
Other external charges	9.2	681 417	1 623 157
Value adjustments on elements of current assets	3	9 515	23 320
Other operating charges	9.3	829 895	0
		<u>1 520 827</u>	<u>1 646 477</u>
<b>Tax on profit or loss</b>	7	13 150	148 146
		<u>1 533 977</u>	<u>1 794 623</u>
<b>Profit for the financial year</b>		<u>0</u>	<u>370 350</u>
<b>Total charges</b>		<u><u>1 533 977</u></u>	<u><u>2 164 973</u></u>
<b>INCOME</b>			
Net turnover	9.1	1 099 616	2 148 067
<b>Other interests and other financial income</b>			
. Other interest receivable and similar income		1 677	16 906
<b>Other operating income</b>		2 439	0
		<u>1 103 732</u>	<u>2 164 973</u>
<b>Loss for the financial year</b>		<u>430 245</u>	<u>0</u>
<b>Total income</b>		<u><u>1 533 977</u></u>	<u><u>2 164 973</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**

Off-balance sheet as at March 31, 2013

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2013	March 31, 2012
		EUR	EUR
Assets held for third parties	10	0	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013

#### Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125 of the law of December 17, 2010 (the “Luxembourg Law”) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

The Company manages at March 31, 2013, 20 investment funds: Nikko Money Market Fund, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05 (in liquidation), Nikko Activist Fund 2005-08 (in liquidation), Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

#### Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

##### 2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.



## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

#### Note 2 - Significant accounting policies

##### 2.1 Foreign currency translation

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

##### 2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)

#### 2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

#### Note 3 - Debtors

Debtors as at March 31, 2013 and March 31, 2012 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series).

The quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future. The total additional value adjustment made during the year regarding these illiquid funds amounts to EUR 9 515 (year ended March 31, 2012: EUR 23 320).

#### Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

#### Note 5 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital. The limit of 10% is reached.

The legal reserve is not available for distribution.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)

#### Note 6 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserve (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2012	446 220	44 622	745 740	253 025	998 765	370 350
Allocation of the result	-	-	373 325	-	373 325	(373 325)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	-	(2 975)	(2 975)	2 975
Result for the financial year	-	-	-	-	-	(430 245)
<b>Balance at March 31, 2013</b>	<b>446 220</b>	<b>44 622</b>	<b>1 119 065</b>	<b>250 050</b>	<b>1 369 115</b>	<b>(430 245)</b>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2012 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2012.

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

#### Note 7 - Taxation

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 8 - Other creditors**

Other creditors as at March 31, 2013 and March 31, 2012 is analysed as follows:

	<b>March 31, 2013</b>	<b>March 31, 2012</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Advisory fees payable	80 075	96 278
Distribution fees payable	53 383	64 186
	<u>133 458</u>	<u>160 464</u>

**Note 9 - Net turnover and other operating charges****9.1 Net turnover**

	<b>March 31, 2013</b>	<b>March 31, 2012</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Management fees received	1 089 349	1 341 386
Performance fees received	10 267	806 681
	<u>1 099 616</u>	<u>2 148 067</u>

**9.2 Other external charges**

	<b>March 31, 2013</b>	<b>March 31, 2012</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Advisory and distributor fees reimbursed	562 958	764 805
Performance fees reimbursed	10 267	806 681
Other expenses	108 192	51 671
	<u>681 417</u>	<u>1 623 157</u>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 9 - Net turnover and other operating charges (continued)**

The related applicable fee rates as at March 31, 2013 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Until 30th June 2012, the Company received from Nikko Skill Investments Trust (Lux), an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. Since 1st July 2013, the Company receives from Nikko Skill Investments Trust (Lux), an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution) and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

On 31st October 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds determine to terminate Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution).

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly. However, all payments of management fees from Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund (Yen) and Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund (US\$) for the period ended March 31, 2009 and until further notice have been suspended and all payments of management fee from Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund 2 (US\$) for the period ended December 31, 2009 and until further notice have been suspended. . On 18th June 2012, the Company and the trustee of Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund (Yen), Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund (US\$), Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund 2 (US\$). The Company is entitled to an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter with a minimum of €250 per year.

The Company receives from Premium Funds – The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, The NCS Investments Trust – Flatiron High Grade Credit Fund and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee of US\$ 500. On December 21, 2010 the manager and the Trustee of both Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 determined to terminate the funds.

On June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds resolved to terminate Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund. The Company is entitled to receive an annual management fee of 0.035% of the average net assets of this fund during the relevant quarter with a minimum of €3.000 per year.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended March 31, 2013 amounts to EUR 10 267 (JPY 1 084 923). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. For the period ended March 31, 2012, the Company received performance fee of EUR 806 681 (JPY 82 848 709).

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)**

The Company is entitled to receive annual management fee from Nikko Money Market Fund calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

**9.3 Other operating charges**

	March 31, 2013 EUR	March 31, 2012 EUR
Director's fees	45 000	0
Operating provisions	784 895	0
	<u>829 895</u>	<u>0</u>

On the June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds and Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series).

Following a pledge agreement signed between SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. and the Company, a provision of EUR 784 895 has been made in order to cover the overdraft amounts of these illiquid funds in liquidation and their underlying trading companies, considering that the quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future.



## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

### Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)

#### 10. Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the “Series Trust”).

Following the termination, all investments of the Series Trust was realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

The final net asset value of such Series Trust was calculated on October 3, 2012 and final liquidation proceeds were paid on October 10, 2012.

On October 3, 2012, the Company resolved that since the SICAV cannot be realised and since there is no certainty as to a possible date for such realisation, this asset will be held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the benefit of the unitholders of the Series Trust. If at any time in the future, this asset is realised, any proceeds received from such realisation will be paid to the unitholders of the Series Trust registered in the books of the Series Trust on July 31, 2012, as if the Series Trust were still in existence.

Consequently it has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

[前へ](#)

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

## 表紙

代表者の役職氏名

&lt; 訂正前 &gt;

取締役会長 加 茂 政 司

&lt; 訂正後 &gt;

取締役 高 橋 寿 幸

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## (3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

資本の額	2013年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は、446,220ユーロ(約5,387万円)で、全額払込済である。1株24.79ユーロ(約2,993円)で記名株式18,000株を発行済である。 (注)ユーロの円貨換算は、2013年3月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 120.73円)による。
------	---

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

資本金の額	2013年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は、446,220ユーロ(約5,803万円)で、全額払込済である。1株24.79ユーロ(約3,224円)で記名株式18,000株を発行済である。 (注)ユーロの円貨換算は、2013年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 130.05円)による。
-------	---

(後略)

## 2 投資方針

### (5) 投資制限

<訂正前>

（前略）

(3) 管理会社は、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、ファンドのためにかかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資される場合、ファンドの投資資産について、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資顧問報酬を課されないものとする。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。

（中略）

ルクセンブルグの適用法令（ルクセンブルグ投信法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、または金融監督委員会の施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券および短期金融商品に関する技法および手段に適用される金融監督委員会通達08 / 356の規定（各々改正済））により許容される最大限の範囲およびこれらにより定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引ならびに買戻権付売買取引、買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引を行うことができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(3) 管理会社は、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、ファンドのためにかかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資する場合、ファンドの投資資産に、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資顧問報酬は課されない。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。

（中略）

ルクセンブルグの適用法令（ルクセンブルグ投信法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、または金融監督委員会の施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券および短期金融商品に関する技法および手段に適用される金融監督委員会通達08 / 356の規定（各々改正済））により許容される最大限の範囲および当該法令の規定限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引ならびに買戻権付売買取引、買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引を行うことができる。

（後略）

### 3 投資リスク

#### (2) リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

ファンドのリスクは、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのフィクスト・インカム・チームによって管理される。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付およびその金利に対する感応度を監視しており、ファンドの大半の主要なリスクの軽減が可能である。

< 訂正後 >

ファンドのリスクは、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのフィクスト・インカム・チームによって管理される。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付およびその金利に対する感応度を監視しており、ファンドの大半の主要なリスクの軽減が可能である。

(注) 上記のリスクの管理体制は、平成25年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

### 4 手数料等および税金

#### (5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

平成25年4月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

< 訂正後 >

平成25年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

[前へ](#)

[次へ](#)

## 5 運用状況

「(2) 投資資産」については、以下の情報に更新されます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

( )USドル・ポートフォリオ

(2013年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	米ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	FMS WERTMANAGEMENT CP 05SEP13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年9月5日	100,000,000	99,946,362	99,979,011	3.75
2.	FMS WERTMANAGEMENT CP 26SEP13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年9月26日	100,000,000	99,948,915	99,968,350	3.75
3.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 08OCT13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年10月8日	100,000,000	99,948,915	99,961,686	3.75
4.	OCBC BANK HONG KONG CP 29OCT13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年10月29日	100,000,000	99,941,257	99,942,534	3.75
5.	AKADEMISKA HUS AB CP 28AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月28日	80,000,000	79,933,389	79,985,079	3.00
6.	HSBC FRANCE CD 10OCT13	預金証書	-	2013年10月10日	80,000,000	79,959,132	79,968,461	3.00
7.	PRUDENTIAL PLC CP 07AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月7日	75,000,000	74,952,114	74,996,356	2.82
8.	MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 20AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月20日	75,000,000	74,958,315	74,990,838	2.82
9.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 29AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月29日	75,000,000	74,943,617	74,986,598	2.82
10.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 23OCT13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年10月23日	75,000,000	74,961,686	74,965,018	2.81
11.	SWEDBANK AB CP 30AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月30日	70,000,000	69,962,453	69,987,757	2.63
12.	DNB BANK ASA CP 30SEP13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年9月30日	65,000,000	64,966,073	64,977,984	2.44
13.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 15OCT13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年10月15日	54,000,000	53,972,414	53,977,212	2.03
14.	MIZUHO BANK LTD CD 16OCT13	預金証書	-	2013年10月16日	53,000,000	52,963,455	52,969,414	1.99
15.	OCBC BANK HONG KONG CP 02AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月2日	50,000,000	49,969,352	49,999,334	1.88
16.	NORINCHUKIN BANK CD 07AUG13	預金証書	-	2013年8月7日	50,000,000	49,969,352	49,997,668	1.88
17.	KIWIBANK LIMITED CP 14AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月14日	50,000,000	49,969,352	49,995,336	1.88
18.	STANDARD CHARTERED BANK CP 21AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月21日	50,000,000	49,970,628	49,993,296	1.88
19.	NORINCHUKIN BANK CD 23AUG13	預金証書	-	2013年8月23日	50,000,000	49,969,352	49,992,338	1.88
20.	AKADEMISKA HUS AB CP 27AUG13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年8月27日	50,000,000	49,959,235	49,991,195	1.88
21.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 06SEP13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年9月6日	50,000,000	49,971,905	49,988,701	1.88
22.	MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 09SEP13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年9月9日	50,000,000	49,972,598	49,988,340	1.88
23.	FMS WERTMANAGEMENT CP 11OCT13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年10月11日	50,000,000	49,974,458	49,980,010	1.88
24.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 11OCT13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年10月11日	50,000,000	49,974,458	49,980,010	1.88
25.	SUMITOMO MITSUI BANK CD 16OCT13	預金証書	-	2013年10月16日	50,000,000	49,968,076	49,973,281	1.88
26.	NORINCHUKIN BANK CD 24OCT13	預金証書	-	2013年10月24日	50,000,000	49,969,990	49,972,274	1.88
27.	BANK OF TOKYO MIT.SYDNEY CD 17OCT13	預金証書	-	2013年10月17日	50,000,000	49,964,248	49,969,688	1.88
28.	RABOBANK NED AUSTRALIA CP 15OCT13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年10月15日	49,000,000	48,973,717	48,978,288	1.84
29.	SUMITOMO MITSUI BANK CD 08OCT13	預金証書	-	2013年10月8日	48,000,000	47,969,965	47,977,474	1.80
30.	RABOBANK NED AUSTRALIA CP 08NOV13	コマースナル・ ペーパー	-	2013年11月8日	42,000,000	41,969,170	41,974,935	1.58

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2013年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	豪ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	EIB 6 14AUG13	債券	6.00	2013年8月14日	190,834,000	191,661,127	191,062,727	8.82
2.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 11SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月11日	185,000,000	183,732,247	184,421,243	8.52
3.	FMS WERTMANAGEMENT CP 23SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月23日	175,000,000	174,164,879	174,284,182	8.05
4.	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 19AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月19日	150,000,000	149,636,218	149,784,004	6.92
5.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 16SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月16日	125,000,000	124,110,438	124,555,219	5.75
6.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月11日	100,000,000	99,315,989	99,687,734	4.60
7.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 26SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月26日	100,000,000	99,302,127	99,567,622	4.60
8.	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 26SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月26日	100,000,000	99,282,475	99,555,446	4.60
9.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 17SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月17日	80,000,000	79,441,701	79,708,714	3.68
10.	COMMONWLTH BK AUST FRN 10SEP13 TCD	債券	3.6608	2013年9月10日	75,000,000	75,127,500	75,064,537	3.47
11.	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 16AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月16日	75,000,000	74,824,744	74,909,545	3.46
12.	MIZUHO BANK LTD CD 18SEP13	預金証書	-	2013年9月18日	60,000,000	59,576,740	59,774,568	2.76
13.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 19SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月19日	60,000,000	59,574,473	59,768,735	2.76
14.	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 20SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月20日	60,000,000	59,575,984	59,764,948	2.76
15.	BNZ INTL FUNDING CP 27AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月27日	50,000,000	49,645,100	49,899,134	2.30
16.	STANDARD CHARTERED BANK CP 27AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月27日	50,000,000	49,642,368	49,898,357	2.30
17.	UOB AUSTRALIA LTD CP 28AUG13	預金証書	-	2013年8月28日	50,000,000	49,653,584	49,894,569	2.30
18.	SUMITOMO MITSUI BANK CD 02OCT13	預金証書	-	2013年10月2日	49,000,000	48,646,931	48,758,225	2.25
19.	FMS WERTMANAGEMENT CP 28OCT13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年10月28日	46,000,000	45,675,602	45,692,857	2.11
20.	BNZ INTL FUNDING CP 30AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月30日	43,000,000	42,705,658	42,904,019	1.98
21.	FMS WERTMANAGEMENT CP 02AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月2日	40,000,000	39,699,694	39,993,472	1.85
22.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 02SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月2日	30,000,000	29,914,900	29,926,098	1.38
23.	FNMA ECP 28AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月28日	29,458,000	29,156,714	29,389,968	1.36
24.	FNMA ECP 26NOV13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年11月26日	29,051,000	28,782,365	28,786,842	1.33
25.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 09SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月9日	20,000,000	19,860,502	19,940,639	0.92
26.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 17SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月17日	20,000,000	19,902,654	19,924,635	0.92
27.	KREDITANST FUR WIED 5.5 08AUG13 MTN	中期債券	5.50	2013年8月8日	13,314,000	13,407,198	13,321,382	0.62
28.	NEDERLANDSE WATERS 6.25 08AUG13 MTN	債券	6.25	2013年8月8日	12,800,000	12,838,518	12,809,389	0.59
29.	INTL FINANCE CORP 4.08 26NOV13 EMTN	中期債券	4.08	2013年11月26日	10,000,000	10,044,700	10,039,659	0.46
30.	COMMONWLTH BK AUST 6.25 10SEP13 TCD	債券	6.25	2013年9月10日	10,000,000	10,081,100	10,036,946	0.46

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2013年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	加ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 17SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月17日	16,000,000	15,958,402	15,978,297	21.79
2.	CANADIAN HOUSING TRUST 3.55 15SEP13	債券	3.55	2013年9月16日	14,000,000	14,074,200	14,042,529	19.15
3.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 09SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月9日	14,000,000	13,975,762	13,984,363	19.08
4.	FMS WERTMANAGEMENT CP 10SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月10日	10,000,000	9,982,293	9,988,290	13.62

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2013年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	NZドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 14AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月14日	75,000,000	74,508,739	74,925,243	9.58
2.	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 12AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月12日	75,000,000	74,490,403	74,934,945	9.58
3.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 16AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月16日	68,000,000	67,837,022	67,915,882	8.68
4.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 09SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月9日	55,000,000	54,621,054	54,838,747	7.01
5.	BNZ INTL FUNDING CP 15AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月15日	50,000,000	49,667,197	49,945,739	6.38
6.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 14AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月14日	50,000,000	49,664,927	49,949,011	6.39
7.	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 05AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月5日	50,000,000	49,657,049	49,981,758	6.39
8.	KIWIBANK LIMITED CP 11SEP13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年9月11日	50,000,000	49,651,063	49,840,703	6.37
9.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 19AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月19日	30,000,000	29,733,833	29,958,885	3.83
10.	NEW SOUTH WALES TR CORP CP 30OCT13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年10月30日	25,000,000	24,833,094	24,834,908	3.17
11.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 26AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月26日	25,000,000	24,833,032	24,953,817	3.19
12.	BNZ INTL FUNDING CP 27AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月27日	25,000,000	24,828,209	24,951,175	3.19
13.	RABOBANK NED AUSTRALIA CP 07AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月7日	22,000,000	21,853,955	21,988,888	2.81
14.	KIWIBANK LIMITED CP 14AUG13	コマーシャル・ ペーパー	-	2013年8月14日	13,000,000	12,912,226	12,986,643	1.66

## 投資不動産物件

該当事項なし(2013年7月末日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2013年7月末日現在)



## 第2 管理及び運営

### 4 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

販売および買戻しの停止

訂正前

（前略）

(a) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖されるか、または取引が制限もしくは停止された場合。

（後略）

訂正後

（前略）

(a) ファンドの資産の相当部分の評価基準を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖されるか、または取引が制限もしくは停止された場合。

（後略）

[前へ](#)

[次へ](#)

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

< 訂正前 >

##### (1) 資本の額

2013年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は446,220ユーロ(約5,387万円)で、全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約2,993円)で記名株式18,000株を発行済である。

最近5年間における資本の額の増減は以下の通りである。

1997年2月末日	資本金額：1,800万ルクセンブルグ・フラン
1999年4月2日	ルクセンブルグ・フランからユーロに通貨変更 資本金額：446,220ユーロ
提出日現在	資本金額：446,220ユーロ

< 訂正後 >

##### (1) 資本金の額

2013年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は446,220ユーロ(約5,803万円)で、全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約3,224円)で記名株式18,000株を発行済である。

最近5年間における資本の額の増減は以下の通りである。

1997年2月末日	資本金額：1,800万ルクセンブルグ・フラン
1999年4月2日	ルクセンブルグ・フランからユーロに通貨変更 資本金額：446,220ユーロ
2013年3月末日	資本金額：446,220ユーロ

## (3) 役員および従業員の状況

&lt; 訂正前 &gt;

(提出日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
加 茂 政 司	取締役 会長	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、副社長
エリック・スティルマン (Eric Stilmant)	取締役	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、社長
ジョン・ピエール・ヘッティンガー (John Pierre Hettinger)	取締役	
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、パートナー

(注) 管理会社の従業員はいない。

&lt; 訂正後 &gt;

(2013年9月2日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
高 橋 寿 幸	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジ メント・カンパニー・エス・エイ、取締役
フランチェスカ・ジッリ (Francesca Gigli)	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジ メント・カンパニー・エス・エイ、取締役
ジョン・ピエール・ヘッティンガー (John Pierre Hettinger)	取締役 会長	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジ メント・カンパニー・エス・エイ、取締役
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、パートナー

(注) 上記役員以外に、2名の従業員がいる。

## 2 事業の内容及び営業の概況

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

管理会社の目的は、(2010年法第125条に規定された範囲内の)投資信託の管理を行うことである。ただし、管理会社は最低でも1つのルクセンブルグ籍投資信託を管理することを要する。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

(中略)

管理会社は、2013年3月末日現在、以下のとおり分類される18本の投資信託を管理・運営している。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建： <u>2,914,654,451米ドル</u> ユーロ建： <u>12,680,188ユーロ</u> 日本円建： <u>124,715,701,845円</u> 豪ドル建： <u>2,068,098,751豪ドル</u> NZドル建： <u>834,820,785NZドル</u> 加ドル建： <u>71,049,624加ドル</u>
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：4本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：14本

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

管理会社の目的は、(2010年法第125条に規定された範囲内の)投資信託を管理することである。ただし、管理会社は最低でも1つのルクセンブルグ籍投資信託を管理することを要する。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

(中略)

管理会社は、2013年7月末日現在、以下のとおり分類される18本の投資信託を管理・運営している。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建： <u>3,001,098,531米ドル</u> ユーロ建： <u>11,844,282ユーロ</u> 日本円建： <u>182,021,130,971円</u> 豪ドル建： <u>2,189,459,683豪ドル</u> NZドル建： <u>782,278,058NZドル</u> 加ドル建： <u>73,312,081カナダ・ドル</u>
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：4本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：14本

[前へ](#)[次へ](#)

## 5 その他

### (4) 訴訟事件その他の重要事項

<訂正前>

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他ファンドおよび管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

(後略)

<訂正後>

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他ファンドおよび管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

(後略)

[前へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

## 公認の監査人報告書

我々は、2013年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

### 年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

### 公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

### 意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2013年5月28日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ サール  
公認の監査法人

ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

To the Shareholders of  
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.  
9A, rue Robert Stümper  
L-2557 Luxembourg

## **REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE**

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### **Board of Directors' responsibility for the annual accounts**

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### **Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé**

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

## Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 28, 2013

KPMG Luxembourg S.à r.l.  
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。